令和８年（フ）第１２０号
岩手県北上市下江釣子12地割116番地２、旧住所岩手県北上市里分８地割197番地　コーポフラワー205号
債務者　小原　もも（旧姓阿部）
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第９号
栃木県真岡市西郷649番地
債務者　佐藤　政江
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和８年（フ）第８０７号
千葉県松戸市小根本108番地の２　小根本コンド208号
債務者　稲垣　明子
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８６９号
千葉県松戸市高塚新田518番地の６　梨香台団地６棟403号室
債務者　竹原　大介
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８７８号
千葉県松戸市新松戸６丁目70番地　サンライトパストラル弐番街Ｃ―208
債務者　竹内　和弘
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８９５号
千葉県鎌ケ谷市東中沢４丁目３番１号　柳田荘101
債務者　工藤美奈子
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９０３号
千葉県松戸市小山363番地の２　プラザＯＨ202号
債務者　雨海　利佳
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１６３１号
東京都青梅市新町８丁目６番地の12
債務者　川上　和美
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８２０号
東京都八王子市松が谷９番地３―504
債務者　花田　　愛
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３０５号
金沢市西泉５丁目74番地３　Ｍマンション西泉102号
債務者　大口　基良
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０７号
石川県白山市山島台５丁目53番地
債務者　塚谷　里佳
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２８号
金沢市松村１丁目７番地　ブラザーハイツ605号
債務者　マツナガ・サービスこと松永　　智
１　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５４号
福井県小浜市多田第９号46番地　ＴＡＴＴＡ14号室、前住所福井県大飯郡おおい町本郷第157号９番地１　グラート鴨居花Ｉ　105
債務者　小橋　清人
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第５９号
福井県小浜市上野第37号37番地の２
債務者　藤本　敦子
１　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第２５０号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番８―306号
債務者　山根　祥正
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２３４号
神戸市西区前開南町１丁目５番１―102号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１―38―１―301
債務者　町井　哲也
１　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係